

## 「指定工事店指定申請書」提出の際の添付書類と注意事項

### 1 鎌倉市下水道指定工事店規則第2条第4号アからカまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類

別添「誓約書」をご利用ください。なお、法人の場合は代表者及び役員(監査役含む)全員の誓約書が必要です。

(参考) 鎌倉市下水道指定工事店規則第2条第4号

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第9条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

ウ 責任技術者として第17条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

エ 業務に関し不正な行為をするおそれが明らかな者

オ 精神の機能の障害により工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人である場合においては、代表者及び役員にアからオまでのいずれかに該当する者がいる者

### 2 住民票の写し(申請者が法人以外の場合)

申請者の住民票、在留カード又は特別永住者証明書(原本)を添付してください。

※写しのコピーは不可。

添付書類 1～3		法人の場合 (代表者及び 監査役含む 役員全員)	法人以外の場合 (申請者)
1	誓約書	○	○
2	住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し(原本)	—	○
3	経歴書(第2号様式)	○	○

### 3 経歴書(第2号様式)

実際に工事に携わっていない役員等は「主な工事経歴」欄に記入しなくてもかまいません。

### 4 法人の登記事項証明書及び定款の写し(申請者が法人の場合)

登記事項証明書は原本を添付してください。定款は写しでかまいません。

### 5 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(第3号様式)

(1) 平面図

面積、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入してください。別紙を添付してもかまいません。

(2) 付近見取図

最寄りの駅から営業所まで、主な目標を入れてください。別紙を添付してもかまいません。

(3) 写真

普通紙にカラー印刷したものを添付してもかまいません。

○社名入りの看板、プレート等が確認できる営業所の外観

○営業所の内部の状態が確認できるもの

○所有する主な設備、機材等が確認できるものなど

(1)(2)(3)とも別紙を添付した場合は、それぞれの欄に「別紙のとおり」と明記してください。

### 6 専属の責任技術者名簿(第4号様式)

名簿に記載した責任技術者に係る下記の書類を添付してください。

(1) 責任技術者証(鎌倉市のもの)の写し

(2) 雇用関係を証する書類の写し(申請者と専属の責任技術者が同一でない場合に限る。)

<次のうち、どれかひとつ>各種健康保険被保険者証(国民健康保険を除く)、雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書、賃金台帳、源泉徴収票、所得税納付額領収書など

### 7 設備・器材所有調書(第5号様式)

現在所有しているものを記入してください。記載されているものがすべて揃わなければ指定を受けられないものではありません。

### 8 その他

市長が必要と認める書類

**申請の際は事前にお問い合わせください  
ますよう、お願いいたします。**